

○医療型障害児入所施設給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 医療型障害児入所施設で行う場合														
(1) 自閉症児の場合	(380単位)													
(2) 肢体不自由児の場合	(189単位)													
(3) 重症心身障害児の場合	(988単位)													
ロ 医療型障害児入所施設で有期者目的の支援を行う場合														
(1) 自閉症児の場合		×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで×70/100 3月以上連続して減算の場合×50/100										
(一)最初の60日まで	(454単位)													
(二)61日目以降90日まで	(415単位)													
(三)91日目以降180日まで	(380単位)													
(四)181日目以降	(345単位)													
(2) 肢体不自由児の場合														
(一)最初の60日まで	(223単位)				×90/100	×99/100	×97/100	×90/100						
(二)61日目以降90日まで	(205単位)													
(三)91日目以降180日まで	(189単位)													
(四)181日目以降	(173単位)													
(3) 重症心身障害児の場合														
(一)最初の60日まで	(1,190単位)													
(二)61日目以降90日まで	(1,084単位)													
(三)91日目以降180日まで	(988単位)													
(四)181日目以降	(891単位)													
ハ 指定発達支援医療機関で行う場合														
(1) 肢体不自由児の場合	(137単位)													
(2) 重症心身障害児の場合	(962単位)													
ニ 指定発達支援医療機関で有期者目的の支援を行う場合														
(1) 肢体不自由児の場合														
(一)最初の60日まで	(165単位)													
(二)61日目以降90日まで	(150単位)													
(三)91日目以降180日まで	(137単位)													
(四)181日目以降	(124単位)													
(2) 重症心身障害児の場合														
(一)最初の60日まで	(1,164単位)													
(二)61日目以降90日まで	(1,058単位)													
(三)91日目以降180日まで	(962単位)													
(四)181日目以降	(865単位)													
イ 自活訓練加算(Ⅰ)	(当該障害児1人につき360日を限度として1日につき337単位を加算)													
ロ 自活訓練加算(Ⅱ)	(当該障害児1人につき360日を限度として1日につき448単位を加算)													
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき10単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき7単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき4単位を加算)													
保育職員加算	(1日につき20単位を加算)													
家族支援加算(Ⅰ) (月2回を限度)	イ 居宅を訪問(所要時間1時間以上) (1回につき300単位を加算) ロ 居宅を訪問(所要時間1時間未満) (1回につき200単位を加算) ハ 施設等で対面 (1回につき80単位を加算) ニ オンライン (1回につき80単位を加算)													
家族支援加算(Ⅱ) (月2回を限度)	イ 施設等で対面 (1回につき80単位を加算) ロ オンライン (1回につき60単位を加算)													
地域移行加算	(入所中2回、年2回、退所後1回を限度として、500単位を加算)													
移行支援関係機関連携加算	(月1回を限度とし必要に応じて250単位を加算)													
体験利用支援加算	イ 体験利用支援加算(Ⅰ) (年2回1回につき3日を限度として1日につき700単位を加算) ロ 体験利用支援加算(Ⅱ) (年2回1回につき5日を限度として1日につき500単位を加算)													
親支援児童加算	イ 親支援児童加算(Ⅰ) (1月につき1回を限度150単位を加算) ロ 親支援児童加算(Ⅱ) (1月につき4回を限度150単位を加算)													
集中的支援加算	イ 集中的支援加算(Ⅰ) (月4回を限度として、1000単位を加算) ロ 集中的支援加算(Ⅱ) (1回につき500単位を加算)													

小規模グループケア加算	イ 小規模グループケア加算(Ⅰ)	(1日につき320単位を加算)	注 平成24年4月以前に建設された施設に属する
	ロ 小規模グループケア加算(Ⅱ)	(1日につき233単位を加算)	
	ハ 小規模グループケア加算(Ⅲ)(9~10名の場合)	(1日につき186単位を加算)	

福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位×191/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年6月1日から算定可能 注3 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能	
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位×187/1,000)		
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき + 所定単位×148/1,000)		
	ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき + 所定単位×127/1,000)		
	ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)		(1月につき + 所定単位×153/1,000)
		(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)		(1月につき + 所定単位×170/1,000)
		(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3)		(1月につき + 所定単位×149/1,000)
		(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4)		(1月につき + 所定単位×166/1,000)
		(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)		(1月につき + 所定単位×132/1,000)
		(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)		(1月につき + 所定単位×128/1,000)
		(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)		(1月につき + 所定単位×144/1,000)
		(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)		(1月につき + 所定単位×110/1,000)
		(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)		(1月につき + 所定単位×140/1,000)
		(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)		(1月につき + 所定単位×106/1,000)
		(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)		(1月につき + 所定単位×89/1,000)
(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)		(1月につき + 所定単位×102/1,000)		
(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)		(1月につき + 所定単位×101/1,000)		
(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)		(1月につき + 所定単位×63/1,000)		

福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位×79/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位×58/1,000)	
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき + 所定単位×32/1,000)	

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位×43/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位×39/1,000)	

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき + 所定単位×38/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能
---------------------	-------------------------	---